

## 保険商品に関するご留意いただきたい点(必ずお読みください)

各種保険は、引受保険会社が保険の引き受けを行う保険商品であり、預金ではありませんので、預金保険の対象ではありません。当行は保険の募集代理店であり、生命保険については保険契約締結の媒介を、損害保険については保険契約締結の代理を行います。契約の相手方は当行ではなく引受保険会社となります。

保険会社の業務または財産状況の変化により、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構または損害保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、ご契約時の年金額、給付額等が削減されることがあります。

ご契約時の契約初期費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等の手数料がかかる場合があります。ただし、費用等は商品ごとに費用の種類や料率等が異なるため、記載することができません。詳しくは、商品ごとの「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

保険商品の一部には、国内外の株式・債券や為替等、各種相場の環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込む等のリスクがあります。リスクの内容は、商品によって異なりますので、詳しくは、商品ごとの「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

ご検討にあたっては、商品の内容、お引受条件等の詳細について、各保険会社が提供する各商品の「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等でご確認下さい。投資リスクはご契約者に帰属します。

保険金・給付金のお支払事由が生じた場合には、ただちに保険会社までご連絡下さい。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各保険会社が提供する各商品の「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等でご確認下さい。

保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合があります。

保険会社への保険料のお払い込みについて、保険料お払い込みの猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合には、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等は支払われません。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合があります。

保険商品のお申し込みの有無がお客さまと当行との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。